

## 第31回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

- 事業報告  
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- 連結計算書類  
連結株主資本等変動計算書  
連結注記表
- 計算書類  
株主資本等変動計算書  
個別注記表

第31期（2023年4月1日から2023年12月31日まで）

株式会社ガーラ

上記事項につきましては、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他株式会社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

当社及び子会社は、変化の激しいインターネット関連業界の環境に対応し、事業機会を迅速かつ確実に捉えるために、効率的かつ機動的な経営を行う体制作りを重視する。

また、経営方針に基づく企業価値の向上に向けて、業務執行における迅速かつ適正な意思決定と、より透明性の高い公正で効率的な経営管理体制の実現をコーポレート・ガバナンスの目的と定める。

当社及び子会社は“内部統制システム”を「適正なコーポレート・ガバナンスを確保するための業務の健全性や効率性に関する内部チェックの仕組み」と定義し、本決議に基づき、業務の適正を確保するために必要な体制の更なる整備を目指すものとする。

#### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、定例の取締役会を原則として3ヶ月に1回開催している。なお、取締役会の資料は、原則として日本語と英語を併記することにより、取締役会での報告及び議論が、適法並びに適切な職務の執行につながるよう努めている。

ロ. 監査役は取締役の業務の執行が法令、定款等に適合し、適切に行われているかを監査する。

ハ. コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する事項を審議し、コンプライアンス体制の整備、充実を図る。

#### ② 取締役職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

イ. 「業務分掌規程」や「職務権限規程」、「稟議規程」、「取締役会規則」等の社内規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理を図る。

ロ. 取締役の職務執行に係る情報の記録・管理や検索性の向上等を図り、より適正な管理・運用方法・体制の改善に努める。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、代表取締役及び各部門の管理職者による会議を適宜開催し、社内の意思疎通を図るとともに情報の共有化に努めており、当社の現状確認や計画の進捗管理、ビジネス環境の分析等において、損失の危険の

管理に向けて取り組んでいる。

ロ. 内部統制に係るリスクの評価やその改善においても、取締役会にて審議並びに決議された結果に基づき、当該リスクの回避・低減等に努めている。

**④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

「業務分掌規程」や「職務権限規程」、並びに「組織規程」等により、取締役から権限委譲を受ける際の業務執行における意思決定の範囲、決定権者を明確化しており、また各種規程に定める業務手続により業務執行の適正を確保している。

**⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

イ. グループCEO宣言として「コンプライアンス1st」を制定し、法令遵守と何か別事象が衝突した場合は、法令遵守を最優先する体制に取り組んでいる。また、社内通報規程（ホットライン制度）の運用による違反の拡大防止並びに再発防止に向けた体制整備に取り組んでいる。

ロ. コンプライアンス委員会からの提言、内部統制の全社的取組みを着実に実行していくことにより、従業員による法令遵守の徹底並びに定款に適合した体制の更なる構築の取組みに努めている。

**⑥ 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

I. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

イ. 毎週開催しているグループ戦略会議（電話会議／WEB会議）において、子会社取締役は、子会社の業務執行内容について報告を実施する。

ロ. 企業集団に関する業務を、当社グループマネジメント部が担当し、適正なグループ経営を目的とした「関係会社業務規程」の運用や内部統制の取組みにより、企業集団の業務の適正の確保を図っている。

ハ. 内部監査室は、子会社の内部統制監査を実施することにより、業務の適正性確保に努めている。

II. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 毎週開催しているグループ戦略会議（電話会議／WEB会議）において、子会社取締役は、子会社の損失の危険の可能性のある事項について報告し、企業集団で情報の共有化及び検討を行い、企業集団の現状確認や計画の進捗管理、ビジネス環境の分析等において、損失の危険の管理に向けて取り組んでいる。

- ロ. 内部統制に係るリスクの評価やその改善においても、当社取締役会にて審議並びに決議された結果を子会社に通知し、当該リスクの回避・低減等に努めている。
- Ⅲ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ. 子会社においても、業務の決定及び執行について相互監視が適切になされるよう、取締役会と監査役を設置している。
  - ロ. 「関係会社規程」及び子会社が定める各種規程に基づき、当社が子会社の業務執行の管理・指導を行っている。
- Ⅳ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. グループCEO宣言として「コンプライアンス1st」を制定し、法令遵守と何か別事象が衝突した場合は、法令遵守を最優先する体制に取り組んでいる。また、企業集団で社内通報規程（ホットライン制度）の運用による違反の拡大防止並びに再発防止に向けた体制整備に取り組んでいる。
  - ロ. 当社のコンプライアンス委員会からの提言、内部統制の全社的取組みを着実に実行していくことにより、子会社の使用人による法令遵守の徹底並びに定款に適合した体制の更なる構築の取組みに努めている。

**⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役がその職務を補助すべき使用人が必要であると判断した場合には、監査役に使用人を配置する。その具体的な内容については、監査役の意見を聴取し、関係部門との意見調整も十分考慮して決定する。

**⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

当該使用人は、監査役の指揮命令の下に監査役の職務を補助するものとし、その人事異動、人事評価は常勤監査役の事前の同意を得たうえで、これを行う。

**⑨ 次に掲げる体制その他の当会社の監査役への報告に関する体制**

**I. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制**

- イ. 監査役は、必要に応じて報告及び情報の提供を求めることができる。
- ロ. 取締役は、取締役会、その他監査役の求めに応じて、随時、業務執行の監督の状況、及び業務の執行状況を適宜に常勤監査役に対し報告する。

Ⅱ. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

イ. 当社の監査役は、必要に応じて子会社の取締役、監査役及び使用人に対し、報告及び情報の提供を求めることができる。

ロ. 子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の取締役会その他監査役の求めに応じて、随時、業務執行の監督の状況及び業務の執行状況を適宜に直接又は企業集団を担当する業務部門を通じて、当社常勤監査役に対し報告する。

**⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社及び企業集団では、社内通報規程（ホットライン制度）により、報告者への報復行為や差別行為を禁じ、報告者が不利な取扱いを受けないよう保護する。

**⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する体制**

監査役は、職務の執行上必要と認める費用について、実費を当社が支払を行うか、監査役が支出した費用は当社に請求できるものとする。

**⑫ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**

イ. 監査役3名のうち2名が社外監査役であり、取締役会に出席し、かつ必要がある場合には意見を述べる。

ロ. 監査役は、必要に応じて企業集団各社の重要情報の閲覧を行い、また、必要に応じて企業集団各社の取締役及び重要な使用人から個別の聴取をする。

ハ. 取締役は、重大な法令違反、定款違反、社内規程違反、その他企業集団に著しい損害を与える恐れのある事実を知ったときは、速やかに監査役に報告し、また監査役は、必要に応じて取締役に対し報告・説明を求める。

**(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

**① コンプライアンスに対する取組み**

グループCEO宣言として「コンプライアンス1st」を制定し周知を行うことで、法令遵守と何か別事象が衝突した場合は、法令遵守を最優先する体制に取り組んでおります。社内通報規程（ホットライン制度）の運用及び内部統制の全社的取組みを着実に実行していくことにより、従業員による法令遵守の徹底並びに定款に適合した体制の構築の取組みに努めてまいりました。

## ②グループ戦略会議の開催

グループ各社の代表取締役を中心とした、グループ戦略会議を19回開催し、グループ各社の業務執行内容、リスクの報告を行うことにより、グループ全体で情報の共有及び検討を行い、企業集団の現状確認や計画の進捗管理、ビジネス環境の分析等を通じ、リスクの管理に向けた取組みを行いました。

## ③職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組み

取締役会を11回開催し、法令または定款に定められた事項や当社及び子会社に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行に関する報告を受けました。なお、独立性を保持した社外監査役は取締役会に出席し、取締役の業務の執行が法令、定款等に適合し、適切に行われていることを監督しております。

## ④監査役の職務の執行について

監査役は、監査計画に基づき監査を実施するとともに、監査役会を10回開催し、必要に応じて代表取締役、取締役等と監査内容についての意見交換を実施しました。また、監査役は会計監査人から定期的に報告を受けるとともに、経営上の重要事項についての意見交換を実施しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日)  
(至 2023年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	4,213,860	2,859,465	△4,890,961	2,182,364
当連結会計年度変動額				
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△230,422	△230,422
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△1,773		△1,773
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)				-
当連結会計年度変動額合計	-	△1,773	△230,422	△232,196
当連結会計年度末残高	4,213,860	2,857,691	△5,121,383	1,950,168

	その他の包括利益累計額			新 株 予 約 権	非支配株主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当連結会計年度期首残高	158	△364,278	△364,120	29,438	387,088	2,234,771
当連結会計年度変動額						
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			-			△230,422
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動			-			△1,773
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)	14	14,160	14,175	-	△2,194	11,980
当連結会計年度変動額合計	14	14,160	14,175	-	△2,194	△220,215
当連結会計年度末残高	172	△350,117	△349,945	29,438	384,894	2,014,555

(記載金額は、千円未満を切り捨てて記載しております。)

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

・連結子会社の数 7社

・連結子会社の名称

(株)ガーラジャパン

Gala Lab Corp.

Gala Mix Inc.

(株)ツリーフル

Gala Innovative Inc.

ROAD101 Co., Ltd.

TREEFUL (CAMBODIA) Co., Ltd.

・連結の範囲の変更

ROAD101 Co., Ltd.については、当連結会計年度において株式を取得し子会社化したため、連結の範囲に含めております。また、TREEFUL (CAMBODIA) Co., Ltd.については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

##### ② 非連結子会社の状況

該当ありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

##### ② 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

該当ありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

###### その他有価証券

市場価格のない株式等  
以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

###### ロ. 棚卸資産

原材料・商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

###### ハ. 暗号資産

活発な市場があるもの

時価法（売却原価は移動平均法により算定）

活発な市場がないもの

移動平均法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

但し、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、及び一部の在外連結子会社については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15～17年

機械装置及び運搬具 5～14年

工具、器具及び備品 4～7年

無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法により償却しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、8～10年間の定額法により償却を行っております。

④ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

リワード引当金

リワード引当金は、顧客に付与したコインの使用による費用発生に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5つのステップに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社グループと顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. オンラインゲーム事業におけるユーザー売上

オンラインゲーム事業において、当社グループは、ユーザーに対してゲーム内通貨の購入の対価として、ゲーム内有償コンテンツを使用するためのライセンスを供与することを履行義務として識別しており、ユーザーがゲーム内通貨によりゲーム内有償コンテ

ンツを購入した時点で収益を認識しております。

ロ. スマートフォンアプリ事業及びHTML5ゲーム事業におけるユーザー売上

スマートフォンアプリ事業及びHTML5ゲーム事業において、当社グループは、ユーザーに対してゲーム内有償コンテンツ又はゲーム内通貨の購入の対価として、ゲーム内有償コンテンツ又はゲーム内通貨を使用するためのライセンスを供与することを履行義務として識別しており、ユーザーがゲーム内有償コンテンツ又はゲーム内通貨を購入した時点で収益を認識しております。

ハ. オンラインゲーム事業及びスマートフォンアプリ事業におけるライセンス売上

オンラインゲーム事業及びスマートフォンアプリ事業において、当社グループは、ライセンスを移転する約束の対価として、ゲーム提供会社である顧客にパブリッシング権（ライセンス）を供与することを履行義務として識別しており、ライセンスを移転する約束は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、ライセンス料は、契約期間で按分して収益を認識しております。

ニ. オンラインゲーム事業及びスマートフォンアプリ事業におけるロイヤルティ売上

オンラインゲーム事業及びスマートフォンアプリ事業において、当社グループは、ロイヤルティ（最低保証料を含む）に係る約束の対価として、ゲーム提供会社である顧客にパブリッシング権（ライセンス）を供与することを履行義務として識別して、ロイヤルティ（最低保証料を含む）は、ロイヤルティの計算基礎となる顧客の売上高に基づいて収益を認識しております。

ホ. Meta Campus事業における売上

Meta Campus事業において、当社グループは、顧客に対して、メタバースプラットフォームを構築することを履行義務と識別しており、成果物が顧客に検収された時点で収益を認識しております。

ヘ. VFX事業における売上

VFX事業において、当社グループは、顧客に対してVFX技術を用いた映画・CMコンテンツ等を提供することを履行義務と識別しており、進捗度に従って履行義務が充足されていくものと判断し、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。

⑥ 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時に一括費用処理しております。

⑦ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	288,684

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる将来の課税所得の見積りについては、事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローにより見積りを行っております。事業計画は、過去の実績、市場及び産業データ、現在及び見込まれる経済状況を考慮しておりますが、これらは当社グループが入手可能な情報に基づいた一定の仮定と経営者の判断を伴うものであります。

③ 当連結会計年度の翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の市場環境等の変化により、将来キャッシュ・フローの見積りの基礎としている事業計画の前提条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

有形固定資産及び無形固定資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
有形固定資産	560,514
無形固定資産	511,324
減損損失	219

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当連結会計年度において、収益性が見込めない管理業務に係る工具、器具及び備品の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。回収可能価額は使用価値を零として算定しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

回収可能価額の見積りは、事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローにより見積りを行っております。事業計画は、過去の実績、市場及び産業データ、現在及び見込まれる経済状況を考慮しておりますが、これらは当社グループが入手可能な情報に基づいた一定の仮定と経営者の判断を伴うものであります。

③ 当連結会計年度の翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の市場環境等の変化により、将来キャッシュ・フローの見積りの基礎としている事業計画の前提条件や仮定に変更が生じ減損損失を認識した場合、翌連結会計年度の連結計

算書類において有形固定資産及び無形固定資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 337,472千円

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数 普通株式 25,035,700株
- (2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数 普通株式 3,095,800株

### 5. 金融商品に関する注記

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

##### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金等の必要な資金を主に新株発行及び銀行借入により調達しております。資金運用については預金等に限定しております。また、暗号資産は、事業遂行上の必要に応じて取得・保有しております。売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理方針に沿ってリスク低減を図っております。

##### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客等の信用リスクに晒されております。投資有価証券は主として株式であり、暗号資産は主として活発な市場がある暗号資産であります。投資有価証券及び暗号資産は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが短期間の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金は、主に運転資金又は設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

##### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

###### イ. 信用リスク

当社は債権管理方針に従い、営業債権について、管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の把握や軽減を図っております。

###### ロ. 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に把握しております。暗号資産については、定期的に時価を把握し、保有状況を継続的に把握しております。

###### ハ. 資金調達に係る流動性リスク

当社は、連結子会社からの報告に基づき、各社が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

##### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 暗号資産	33,514	33,514	—
(2) 投資有価証券	250	250	—
(3) 敷金及び保証金	65,719	65,079	△640
(4) 長期借入金 (※)	66,803	65,628	△1,174

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 現金は記載を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、短期借入金、未払金及び未払法人税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
暗号資産	33,514	—	—	33,514
投資有価証券 その他有価証券	250	—	—	250

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	65,079	—	65,079
長期借入金 (※)	—	65,628	—	65,628

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

暗号資産

暗号資産は相場価格を用いて評価しております。当該暗号資産は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 敷金及び保証金

合理的に見積った将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値に信用リスクを加味して算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

## 6. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	日本	韓国	合計
オンラインゲーム事業	—	269,265	269,265
スマートフォンアプリ事業	—	180,846	180,846
HTML5ゲーム事業	—	837,642	837,642
Meta Campus事業	—	121,687	121,687
VFX事業	—	37,453	37,453
その他事業	28,965	22,070	51,035
顧客との収益から生じる収益	28,965	1,468,966	1,497,932
外部顧客の売上高	28,965	1,468,966	1,497,932

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

#### ① オンラインゲーム事業

オンラインゲーム事業において、当社グループは、ユーザーに対してゲーム内通貨の購入の対価として、ゲーム内有償コンテンツを使用するためのライセンスを供与することを履行義務として識別しており、ユーザーがゲーム内通貨によりゲーム内有償コンテンツを購入した時点で収益を認識しております。これは、ユーザーがゲーム内有償コンテンツを購入した時点で当社グループはユーザーに対してゲーム内有償コンテンツを使用するためのライセンスを供与することにより、履行義務が充足されるためであります。約束された対価は入金時に前受金として計上し、履行義務の充足時点で売上高に振り替えております。

当社グループは、ライセンスを移転する約束の対価として、ゲーム提供会社である顧客にパブリッシング権（ライセンス）を供与することを履行義務として識別しており、ライセンスを移転する約束は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、ライセンス料は、契約期間で按分して収益を認識しております。これは、当該約束の性質は、ライセンス契約期間を通じて当社グループが適宜ゲームのバージョンアップ等を行うことにより知的財産へのアクセス権を最新の状態で顧客に提供することであり、ライセンスを移転

する約束は、一定の期間（契約期間）にわたり充足される履行義務であると判断したためであります。

また、当社グループは、ロイヤルティ（最低保証料を含む）に係る約束の対価として、ゲーム提供会社である顧客にパブリッシング権（ライセンス）を供与することを履行義務として識別しており、ロイヤルティ（最低保証料を含む）は、ロイヤルティの計算基礎となる顧客の売上高に基づいて収益を認識しております。これは、ロイヤルティ（最低保証料を含む）は、パブリッシング権の対価であり、知的財産のライセンス供与に対して受け取る売上高に基づくロイヤルティが知的財産のライセンスのみに関連しており、履行義務の完全な充足に向けての進捗度を適切に描写する方法として、ロイヤルティの計算基礎となる顧客の売上高による方法が適切であると判断したためであります。

なお、取引の対価は契約時又は契約から1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

#### ② スマートフォンアプリ事業及びHTML5ゲーム事業

スマートフォンアプリ事業及びHTML5ゲーム事業において、当社グループは、ユーザーに対してゲーム内有償コンテンツ又はゲーム内通貨の購入の対価として、ゲーム内有償コンテンツ又はゲーム内通貨を使用するためのライセンスを供与することを履行義務として識別しており、ユーザーがゲーム内有償コンテンツ又はゲーム内通貨を購入した時点で収益を認識しております。これは、ユーザーがゲーム内有償コンテンツ又はゲーム内通貨を購入した時点で当社グループはユーザーに対してライセンス（購入の対価としてのプログラムを使用できる権利）を供与することにより履行義務が充足されるためであります。

当社グループは、ライセンスを移転する約束の対価については、オンラインゲーム事業と同様の考え方により一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、ライセンス料は、契約期間で按分して収益を認識しております。

また、当社グループは、ロイヤルティ（最低保証料を含む）に係る約束の対価については、オンラインゲーム事業と同様の考え方によりロイヤルティの計算基礎となる顧客の売上高に基づいて収益を認識しております。

なお、上記対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

#### ③ Meta Campus事業

当社グループは、顧客に対して、メタバースプラットフォームを構築することを履行義務と識別しており、当該プラットフォームの構築が完了する前に、当該プラットフォームに対する支配が顧客に移転されず、顧客は当該プラットフォームを支配できないため、成果物が顧客に検収された時点において履行義務が充足されると判断しており、成果物が顧客に検収された時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は、契約時から完成時にわたり受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

#### ④ VFX事業

VFX事業において、当社グループは、顧客に対してVFX技術を用いた映画・CMコンテンツ等を提供することを履行義務と識別しており、制作中のVFXコンテンツ等の実質的な管理と利益は事実上、顧客に移転され、また、他の顧客又は別の用途に振り向けることができないため、進捗度に従って履行義務が充足されていくものと判断し、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。進捗度の見積りは、発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、契約ごとの見積総原価に対する発

生原価の割合を用いるインプット法を適用しております。

なお、取引の対価は、契約時から完成時にわたり受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	259,666
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	262,512
契約負債(期首残高)	361,355
契約負債(期末残高)	455,519

連結計算書類上、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」として計上しております。

「売掛金」は、主に、オンラインゲーム事業、スマートフォンアプリ事業及びHTML5ゲーム事業においてユーザーからゲーム内通貨の購入の対価として受領した法的な請求権並びにMeta Campus事業、VFX事業において顧客に対する役務提供の対価として受領した法的な請求権であります。

連結計算書類上、契約負債は「前受金」、「前受収益」及び「長期前受収益」として計上しております。「前受金」は、主に、パブリッシング権(ライセンス)の供与の対価として受領したロイヤルティの最低保証料(ミニマムギャランティー)のうち期末時点において履行義務を充足していない残高、オンラインゲーム事業における、ユーザーによるゲーム内通貨の購入の対価のうち期末時点において履行義務を充足していない残高及びVFX事業やその他の事業において受領した契約金のうち期末時点において履行義務を充足していない残高であります。また、「前受収益」及び「長期前受収益」は、主に、パブリッシング権(ライセンス)の供与の対価として受領したライセンス料のうち、契約期間の未経過部分に対応する残高であります。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、56,425千円であります。但し、オンラインゲーム事業においてユーザーに対する履行義務が充足され当連結会計年度において認識した収益について、期首時点での前受金から売上高に計上されたものと当連結会計年度に発生して売上高に計上されたものとを分解することが困難であるため、当該期首時点での前受金から売上高に計上された金額は含めておりません。

また、当連結会計年度において、契約負債が94,164千円増加した主な理由は、新規契約の締結により前受金及び前受収益が計上されたこと及びROAD101 Co., Ltd. を連結の範囲に含めたことによるものであります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	169,105
1年超2年以内	47,276
2年超3年以内	21,442
3年超	217,696
合計	455,519

## 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 63円92銭

(2) 1株当たり当期純損失(△) △9円20銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△230,422千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△230,422千円
普通株式の期中平均株式数	25,035,700株

## 8. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社による第三者割当増資の引受)

当社は、2024年1月31日開催の当社取締役会において、連結子会社である(株)ツリーフルの第三者割当増資の引受を決議いたしました。また、同日付で払込手続及び給付手続が完了いたしました。その概要は以下の通りであります。

### (1) 取引の概要

#### ① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：(株)ツリーフル

事業の内容：ツリーハウスリゾート事業

#### ② 企業結合日

2024年1月31日（株式追加取得日）

#### ③ 企業結合の法的形式

現金及び預金、貸付金の現物出資による株式取得

#### ④ 結合後企業の名称

変更はありません。

#### ⑤ その他取引の概要に関する事項

第三者割当増資により、ツリーハウス及びエアロハウスの建築投資を促進させ、また、当社グループと同社の協力関係をより強化することが当社グループの企業価値向上につながると判断したため、同社の株式を15.7%追加取得し、当社の持分比率は24.4%となりました。

### (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

### (3) 子会社株式の追加取得に関する事項

被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	200,000千円
	貸付金の現物出資	199,999
取得原価		400,000

### (4) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

#### ① 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

#### ② 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

266,992千円

## 株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日)  
(至 2023年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本計 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
当 期 首 残 高	4,213,860	2,353,429	388,890	2,742,319	△5,388,795	△5,388,795	1,567,384
当 期 変 動 額							
当期純損失(△)				-	△217,545	△217,545	△217,545
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				-		-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	△217,545	△217,545	△217,545
当 期 末 残 高	4,213,860	2,353,429	388,890	2,742,319	△5,606,340	△5,606,340	1,349,839

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	158	158	29,429	1,596,971
当 期 変 動 額				
当期純損失(△)		-		△217,545
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	14	14	-	14
当期変動額合計	14	14	-	△217,530
当 期 末 残 高	172	172	29,429	1,379,441

(記載金額は、千円未満を切り捨てて記載しております。)

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等  
以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5つのステップに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① スマートフォンアプリ事業におけるユーザー売上

スマートフォンアプリ事業において、当社は、ユーザーに対してゲーム内有償コンテンツ又はゲーム内通貨の購入の対価として、ゲーム内有償コンテンツ又はゲーム内通貨を使用するためのライセンスを供与することを履行義務として識別しており、ユーザーがゲーム内有償コンテンツ又はゲーム内通貨を購入した時点で収益を認識しております。

② スマートフォンアプリ事業におけるライセンス売上

スマートフォンアプリ事業において、当社は、ライセンスを移転する約束の対価として、ゲーム提供会社である顧客にパブリッシング権（ライセンス）を供与することを履行義務として識別しており、ライセンスを移転する約束は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、ライセンス料は、契約期間で按分して収益を認識しております。

③ スマートフォンアプリ事業におけるロイヤルティ売上

スマートフォンアプリ事業において、当社は、ロイヤルティ（最低保証料を含む）に係る約束の対価として、ゲーム提供会社である顧客にパブリッシング権（ライセンス）を供与することを履行義務として識別して、ロイヤルティ（最低保証料を含む）は、ロイヤルティの計算基礎となる顧客の売上高に基づいて収益を認識しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

子会社投融資の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
関係会社貸付金	200,000
関係会社株式	592,037
関係会社長期貸付金	485,000
貸倒引当金(※1)	△485,000

(※1) 関係会社長期貸付金に係る貸倒引当金であり、関係会社長期貸付金の全額について貸倒引当金を計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

関係会社貸付金及び関係会社長期貸付金については、貸付金額で計上しております。

関係会社株式については、子会社株式の実質価額を算定し、減損の要否を判定しております。帳簿価額と実質価額を比較し、実質価額が著しく下落（50%程度以上の下落）した場合に、減損処理を行い、実質価額まで評価減を行います。当事業年度においては、減損不要と判定しております。なお、過年度に債務超過のため減損処理を行った子会社株式については、備忘価額1円で計上しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

関係会社貸付金については、全額回収可能との仮定により貸付金額で評価しております。関係会社長期貸付金については、貸付先の子会社が債務超過であるため、全額回収不能との仮定により関係会社長期貸付金の全額について貸倒引当金を計上しております。

関係会社株式については、子会社の1株当たりの期末純資産額に当社の持株数を乗じた金額を当該子会社の実質価額であると仮定し、関係会社株式を評価しております。

③ 当事業年度の翌事業年度の計算書類に与える影響

関係会社貸付金については、翌事業年度に現物出資及び現金回収により全額回収をしております。関係会社長期貸付金については、翌事業年度以降に関係会社長期貸付金が返済された場合は、貸倒引当金戻入額が計上されます。

子会社の1株当たりの期末純資産額に当社の持株数を乗じるにより計上されている関係会社株式については、翌事業年度以降に当該子会社の期末純資産が減少した場合は、追加の関係会社株式評価損が計上される場合があります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権債務

- |          |           |
|----------|-----------|
| ① 短期金銭債権 | 482,888千円 |
| ② 短期金銭債務 | 128千円     |

#### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	34,803千円
② 売上原価	454千円
③ 販売費及び一般管理費	495千円
④ 営業外収益	2,907千円

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

該当事項はありません。

#### 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳

繰延税金資産の発生は、関係会社株式評価損、繰越欠損金及び貸倒引当金等であり、繰延税金資産と同額の評価性引当額を控除しております。繰延税金負債の発生は、その他有価証券評価差額金であります。

#### 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

#### 8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱ガーラジャパン	所有 直接100%	グループ 経営管理	管理業務受託 (注1)	2,790	売掛金	37,723
				ウェブ関連知的 財産権利用料 (注1)	135	未収入金	170,586
子会社	Gala Lab Corp.	所有 直接58.3% [40.7%] (注3)	グループ 経営管理	ゲーム・キャラ クター知的財産 権利用料 (注1)	18,411	売掛金	267,000
子会社	㈱ツリーフル	所有 直接8.7% [81.7%] (注3)	グループ 経営管理	管理業務受託 (注1)	13,283	売掛金	3,541
			金銭貸付	資金の貸付 (注2)	200,000	関係会社 短期貸付金	200,000
				利息の計上 (注2)	2,772	未収利息	2,772

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 市場価格を勘案して毎期価格交渉の上、取引条件を決定しております。  
 2. 市場金利を勘案して、取引条件を決定しております。  
 3. 「議決権等の所有(被所有)割合」の欄の[ ]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合を外数で記載しております。  
 4. 子会社への貸倒懸念債権に対し、693,310千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において37,741千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

## 9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

### ① スマートフォンアプリ事業

スマートフォンアプリ事業において、当社は、ユーザーに対してゲーム内有償コンテンツ又はゲーム内通貨の購入の対価として、ゲーム内有償コンテンツ又はゲーム内通貨を使用するためのライセンスを供与することを履行義務として識別しており、ユーザーがゲーム内有償コンテンツ又はゲーム内通貨を購入した時点で収益を認識しております。これは、ユーザーがゲーム内有償コンテンツ又はゲーム内通貨を購入した時点で当社グループはユーザーに対してライセンス（購入の対価としてのプログラムを使用できる権利）を供与することにより履行義務が充足されるためであります。

当社は、ライセンスを移転する約束の対価として、ゲーム提供会社である顧客にパブリッシング権（ライセンス）を供与することを履行義務として識別しており、ライセンスを移転する約束は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、ライセンス料は、契約期間で按分して収益を認識しております。これは、当該約束の性質は、ライセンス契約期間を通じて当社グループが適宜ゲームのバージョンアップ等を行うことにより知的財産へのアクセス権を最新の状態で顧客に提供することであり、ライセンスを移転する約束は、一定の期間（契約期間）にわたり充足される履行義務であると判断したためであります。

また、当社は、ロイヤルティ（最低保証料を含む）に係る約束の対価として、ゲーム提供会社である顧客にパブリッシング権（ライセンス）を供与することを履行義務として識別しており、ロイヤルティ（最低保証料を含む）は、ロイヤルティの計算基礎となる顧客の売上高に基づいて収益を認識しております。これは、ロイヤルティ（最低保証料を含む）は、パブリッシング権の対価であり、知的財産のライセンス供与に対して受け取る売上高に基づくロイヤルティが知的財産のライセンスのみに関連しており、履行義務の完全な充足に向けての進捗度を適切に描写する方法として、ロイヤルティの計算基礎となる顧客の売上高による方法が適切であると判断したためであります。

なお、取引の対価は契約時又は契約から1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 53円92銭

(2) 1株当たり当期純損失（△） △8円69銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純損失（△）	△217,545千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純損失（△）	△217,545千円
期中平均株式数	25,035,700株

## 11. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社による第三者割当増資の引受)

当社は、2024年1月31日開催の当社取締役会において、連結子会社である㈱ツリーフルの第三者割当増資の引受を決議いたしました。また、同日付で払込手続及び給付手続が完了いたしました。詳細につきましては、「連結注記表 8. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。